

新型コロナウイルス感染拡大に伴う活動制限のガイドライン(学生用)

レベル	1.授業	2.学内への入構	3.課外活動	4.研究活動(大学院生)
レベル0 (制限なし)	感染拡大防止に留意	感染拡大防止に留意	感染拡大防止に留意	感染拡大防止に留意
レベル1 (一部制限)	対面授業と遠隔授業。 対面授業は感染拡大防止の配慮をしつつ実施。	感染拡大防止に配慮しつつ登学。	「活動計画書」及び「感染対策書」を作成して感染症対策委員会に提出し、審議のうえ承認されたクラブ等は、感染拡大防止の対策をして活動	感染拡大防止に配慮しつつ、研究
レベル1.5	対面授業と遠隔授業。 対面授業は感染拡大防止の配慮をしつつ実施。	感染拡大防止に配慮しつつ登学	「活動計画書」及び「感染対策書」を作成して感染症対策委員会に提出し、審議のうえ承認されたクラブ等は、感染拡大防止の対策をして活動。各団体において自主点検を行い、活動の必要性を再検討する。活動を行う場合は、以下の事項を遵守すること。 ・各競技団体や関係機関が作成している感染対策に関するガイドライン等を遵守すること。 ・「三つの密」及び「5つの場面」の回避対策を講じること。 ・各自の体調管理の徹底、PCRセンターを利用した全部員の定期的なスクリーニング検査実施、参加人数・練習時間を削減する、オンラインミーティングを利用するなど感染リスクの低減に努め、練習終了後は速やかに帰宅すること。 ・学内外での会食・飲み会・懇談会等を厳禁とする。 ・練習(活動)参加にあたっては保護者の同意を得ることとし、参加を強制しないこと。 ・学生同士が組み合うことが主体となる活動、身体接触を伴う活動、大きな発声や激しい呼気を伴う活動は必要最小限とすること。もしくは最大でも15分以内とすること。連続接触した後は、直ちに手指消毒を行うこと。 ・全ての練習(活動)中は、原則的にマスク・フェイスシールドを着用すること。 ・合宿や他校との練習試合等の活動は制限する。	感染拡大防止に配慮しつつ、研究
レベル1.5プラス (まん延防止等重点措置適用)	対面授業と遠隔授業。 対面授業は感染拡大防止の配慮をしつつ実施。 対面授業と遠隔授業を効果的に活用する等、学修機会の確保と感染防止の徹底の両立を図る。	感染拡大防止に配慮しつつ登学。	「活動計画書」及び「感染対策書」を作成して感染症対策委員会に提出し、審議のうえ承認されたクラブ等は、感染拡大防止の対策をして活動。「まん延防止等重点措置」適用の趣旨に鑑み、各団体において自主点検を行い、活動の必要性を再検討する。活動を行う場合は、以下の事項を遵守すること。 ・各競技団体や関係機関が作成している感染対策に関するガイドライン等を遵守すること。 ・「三つの密」及び「5つの場面」の回避対策を講じること。 ・各自の体調管理の徹底、PCRセンターを利用した全部員の定期的なスクリーニング検査実施、参加人数・練習時間を削減する、オンラインミーティングを利用するなど感染リスクの低減に努め、練習終了後は速やかに帰宅すること。 ・学内外での会食・飲み会・懇談会等を厳禁とする。 ・練習(活動)参加にあたっては保護者の同意を得ることとし、参加を強制しないこと。 ・学生同士が組み合うことが主体となる活動、身体接触を伴う活動、大きな発声や激しい呼気を伴う活動は必要最小限とすること。もしくは最大でも15分以内とすること。連続接触した後は、直ちに手指消毒を行うこと。 ・全ての練習(活動)中は、原則的にマスク・フェイスシールドを着用すること。 ・合宿や他校との練習試合等の活動は制限する。	感染拡大防止に配慮しつつ、研究 20時以降の研究活動の制限。
レベル2 (制限-小)	講義・演習科目は、原則遠隔授業。 実験・実習・実技・卒研等科目は対面で実施を許可された科目のみ実施。	登学が必要な場合は、感染拡大防止に配慮しつつ登学。	「活動計画書」及び「感染対策書」を作成して感染症対策委員会に提出し、審議のうえ承認されたクラブ等は、感染拡大防止の対策をして活動。「緊急事態宣言」の適用の趣旨に鑑み、各団体において自主点検を行い、活動の必要性を再検討する。活動を行う場合は、以下の事項を遵守すること。 ・各競技団体や関係機関が作成している感染対策に関するガイドラインを遵守すること。 ・「三つの密」及び「5つの場面」の回避対策を講じること。 ・各自の体調管理の徹底、PCRセンターを利用した全部員の定期的なスクリーニング検査実施、参加人数・練習時間を削減する、オンラインミーティングを利用するなど感染リスクの低減に努め、練習終了後は速やかに帰宅すること。 ・学内外での会食・飲み会・懇親会等を厳禁とする。 ・練習(活動)参加にあたっては保護者の同意を得ることとし、参加を強制しないこと。 ・学生同士が組み合うことが主体となる活動、身体接触を伴う活動、大きな発声や激しい呼気を伴う活動は必要最小限とすること。もしくは最大でも15分以内とすること。連続接触した後は、直ちに手指消毒を行うこと。 ・全ての練習(活動)中は、原則的にマスク・フェイスシールドを着用すること。 ・練習(活動)時間は遅くとも19時までとし、公式大会が予定されていない運動部は3回/週、2時間/日、10名/セッション以内に制限する。 ・公式戦が予定されている運動部は、学内PCRセンターを活用し、部内の感染状況の確認を行うこと。 ・合宿や他校との練習試合等の活動は制限する。	感染拡大防止の対策をして、研究。 自宅で可能な研究は自宅で実施。 実験室等における研究は、別に示す注意事項を遵守。
レベル3 (制限-中)	遠隔授業	原則登学禁止。 ただし、入構許可を得た学生のみ、感染拡大防止の対策をして、登学。	すべての活動を停止	入構許可を得た学生及び学位審査対象年度にある学生のみ、感染拡大防止の対策をして、指導教員のもと研究室において研究。 新たな実験は禁止。 実験室等における研究は、別に示す注意事項を遵守。
レベル4 (制限-大)	遠隔授業	原則登学禁止。 ただし、入構許可を得た学生のみ、感染拡大防止の対策をして、登学。	すべての活動を停止	原則研究停止。 ただし、入構許可を得た学生のみ、感染拡大防止の対策をして、指導教員のもと研究室において研究。 新たな実験は禁止。 実験室等における研究は、別に示す注意事項を遵守。
レベル5 (原則停止)	すべての授業を休講	登学禁止	すべての活動を停止	すべての研究を停止

*この活動制限指針は、感染のフェーズの変化等、今後の状況に応じ、随時見直しを行う場合があります。

※ 海外渡航については、外務省新型コロナウイルス(日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国後の行動制限)により判断する。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う活動制限のガイドライン(教職員用)

レベル	1.授業	2.研究活動	3.会議	4.勤務(事務職員)
レベル0 (制限なし)	感染拡大防止に留意	感染拡大防止に留意	感染拡大防止に留意	感染拡大防止に留意
レベル1 (一部制限)	対面授業と遠隔授業。 対面授業は感染拡大防止の配慮をしつつ実施。	感染拡大防止に配慮しつつ、通常の研究活動	感染拡大防止に配慮しつつ、対面での実施。 オンラインの活用も可とする。	感染拡大防止の対策をして、通常勤務とするが、所属長の許可を得て時差出勤も可
レベル1.5	対面授業は感染拡大防止の配慮をしつつ実施。 対面授業と同等の教育が担保でき、学科での理解を得た科目は、遠隔授業を実施。	感染拡大防止に配慮しつつ、通常の研究活動	感染拡大防止に配慮しつつ、対面での実施。 オンラインの活用も可とする。	感染拡大防止の対策をして、通常勤務とするが、通勤時の混雑を回避するため、時差出勤を推奨。
レベル1.5プラス (まん延防止等重点措置適用)	対面授業は感染拡大防止の配慮をしつつ実施。 対面授業と同等の教育が担保でき、学科での理解を得た科目は、遠隔授業を実施。	感染拡大防止に配慮しつつ、通常の研究活動	感染拡大防止に配慮しつつ、対面での実施。 オンラインの活用も可とする。	感染拡大防止の対策をして、通常勤務とするが、通勤時の混雑を回避するため、時差出勤を強く推奨。 また、所属部室課(事務)長は、緊急の業務を除き、20時までに退勤指示。
レベル2 (制限-小)	講義・演習科目は、原則遠隔授業。 実験・実習・実技・卒研等科目は対面で実施を許可された科目のみ実施。	感染拡大防止の対策をして、通常の研究活動	対面は必要最小限とし、可能な限りオンラインでの実施	感染拡大防止の対策をして、通常勤務とするが、通勤時の混雑を回避するため、時差出勤を強く推奨。 また、所属部室課(事務)長は、緊急の業務を除き、20時までに退勤指示。
レベル3 (制限-中)	遠隔授業	感染拡大防止の対策をして、通常の研究活動。 新たな実験は原則禁止。	対面会議は指定された会議室でのみ実施。それ以外はオンラインでの実施	感染拡大防止の対策をして、通常勤務とするが、通勤時の混雑を回避するため、時差出勤を強く推奨。 また、所属部室課(事務)長は、緊急の業務を除き、20時までに退勤指示。
レベル4 (制限-大)	遠隔授業	非常に優先度が高い研究活動のみ実施。 新たな実験は原則禁止。	メール、オンラインでのみ実施	事務機能維持のため、交替制により所属長が出勤者数を調整。また通勤時の混雑を回避するため、時差出勤を推奨する。他は原則として、在宅勤務又は自宅待機。
レベル5 (原則停止)	すべての授業を休講	すべての研究活動を停止	緊急に必要な会議のみオンラインで実施	緊急及び学院機能維持をするために出勤を要する最小限の要員以外、原則として、在宅勤務又は自宅待機。

*この活動制限指針は、感染のフェーズの変化等、今後の状況に応じ、随時見直しを行う場合があります。

※ 海外渡航については、外務省新型コロナウイルス(日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国後の行動制限)により判断する。